

高知県漁港漁場工事等施工環境監理者配置要領の運用方針について

1. 請負者の工事現場及び周辺海域の環境保全に対する配慮

請負者は工事の施工にあたって、工事現場及び周辺海域の自然環境並びに水生生物の生息環境を把握し、効率的な漁場環境の保全・創出に資する施工方法について検討・実施するものとし、このことを適切に監理するため、施工環境監理者を配置する。

施工環境監理者は下記2の手法により工事現場及び周辺海域の環境を把握し、施工計画書に下記3について具体的に検討したうえで環境配慮及び対策を記述し、監理するものとする。

2. 施工環境監理者の工事現場及び周辺海域の環境把握の手法

「当該漁港や漁場においての工事实績者からの聞き取り」や「過去の文献による調査」、または「地元の漁業関係者等からの聞き取り」等の手法により把握を行うものとする。

特に「海に潜っての周辺海域における水生生物の生息状況調査」や「自然条件等の調査」を行うことは要請しない。

3. 施工環境監理者の具体的検討事項

(1) 周辺環境の自然環境に対する検討

工事現場及びその周辺海域における自然環境について、波浪・潮流、潮汐、水質・底質、海底地形、大気環境等に配慮するため、別表の「主な環境の要素と留意点」を参考に、次の環境配慮事項の確認及び検討を行うものとする。

関係機関との連絡調整

工事現場周辺の波浪・潮流、潮汐、水質・底質等自然環境の実態把握

工事現場周辺の磯場、藻場、干潟等の把握

自然環境に配慮した工程の検討

材料、資材の検討

施工方法の検討

建設副産物の適正処理

(2) 周辺海域の水生生物の生息環境に対する検討

工事現場及びその周辺海域における水産動植物や希少生物の生息環境について、波浪・潮流、潮汐、水質・底質、海底地形、藻場、干潟、水産動植物、希少生物等に配慮するため、別表の「主な環境の要素と留意点」を参考に、次の環境配慮事項の確認及び検討を行うものとする。

関係機関との連絡調整

周辺海域における水産動植物及び希少生物の生息状況の把握

周辺海域の漁場、藻場、干潟等の位置及び特色の把握
周辺海域の水産動植物や希少生物の産卵及び生育に影響する要因の把握
水生生物の生息環境に配慮した工程の検討
材料、資材の検討
施工方法の検討
建設副産物の適正処理

4. 施工環境監理者の配置

(1) 対象工事

漁港漁場及び漁港海岸の施設整備の工事において、施工計画書の提出を要する工事を対象とする。

ただし、陸上工事（ブロック製作、道路舗装等）及び営繕工事（上屋の設置等）は、海域に及ぼす影響が少ないと考えられるため対象外とする。

(2) 一件の工事の請負金額が3,000万円以上の場合は専任とするが、密接な関係にある二件以上の工事を同一又は近接した場所で施工する場合は、兼任できるものとする。

(3) 建設業法第26条第1項に定める技術者との兼務

「現場代理人」、「主任技術者」、「監理技術者」との兼務を認めるものとする。

(4) 配置要件の暫定措置

要領の3に規定する施工環境監理者の配置については、努力目標として請負者は配置に努めるものとする。

ただし、配置できない場合においても、施工計画書作成には施工環境監理者を参画させるものとする。

5. 技術士、技術士補、水産工学技士資格取得未了者の配置（無資格者の暫定配置）

(1) 要領記載の「これと同等以上の能力と経験」の具体的要件

「周辺海域の水生生物の生息状況」や「自然環境」を熟知した者が配置されることが原則であるため、建設業法の1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士の資格を有し、且つ、次のいずれかを満たす者とする。

学校教育法による大学（短期大学を除く）若しくは旧大学令による大学において、水産学、土木工学、農業土木又は森林土木（以下、水産土木の指定学科という）の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木の技術的業務に従事した期間を通算した期間（以下、水産土木業務の実務経験期間をいう）が2年以上に達する者、又は水産土木の指定学科以外の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木業務の実務経験期間が4年以上に達する者。

学校教育法による短期大学若しくは旧専門学校令による専門学校において、水産土木の指定学科の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木業務の実務経験期間が4年以上に達する者、又は水産土木の指定学科以外の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木業務の実務経験期間が6年以上に達する者。

学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校において、水産土木の指定学科の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木業務の実務経験期間が6年以上に達する者、又は水産土木の指定学科以外の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木業務の実務経験期間が8年以上に達する者。

上記 から 以外の者で、水産土木業務の実務経験期間が10年以上に達する者。

(注) 水産土木業務とは、水産土木事業の計画、調査、設計、施工管理及び維持管理等の技術的業務をいう。

(2) 無資格者の暫定配置についての留意事項

上記(1)の無資格者の配置については、平成23年3月末日までの暫定措置とする。有資格者が不足している請負者は、今後2年間で資格取得を行うよう指導するものとする。

6. 施工環境監理者業務に要する経費

(1) 要領の2に規定する施工環境監理者の業務のため、特別に必要とされる水質調査、底質調査、環境生物調査等の測量調査及び施工管理に要する経費は、間接工事費(技術管理費)に積み上げ計上できるものとする。

(2) 積み上げ計上の経費は、人件費、材料費、機械経費とし、漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等標準歩掛及び見積もり等により適正に積算するものとする。

(3) 測量調査の範囲は、当該工事の施工区域を考慮した適正な範囲とする。

7. 漁港漁場施設整備工事以外との関連

水産基盤整備事業を推進するにおいて、周辺海域の自然環境や水生生物生息環境に配慮するための施工環境監理者の配置であり、他の事業に対して規定するものでなく、また同様の要領等の定めを要請するものではない。

8. 施工計画書への記載様式

要領の4及び上記1の書面・記載様式について、別添のとおり施工環境監理者配置届(別添様式1)及び環境配慮事項表(別添様式2)を定めるので、請負者は施工計画書に添付して提出するものとする。